

1. 概要

4 類型ある認定こども園（幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型）のうち、幼保連携型認定こども園の認可事務・権限は、都道府県、指定都市及び中核市が有しているが、それ以外の3 類型の認定事務・権限は、都道府県及び指定都市が有している。

第8 次地方分権一括法の施行（平成 30 年 6 月 27 日公布）により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部が改正され、これら3 類型の認定事務・権限について、都道府県から中核市が移譲を受けることとなり、平成 31 年 4 月から中核市で3 類型の認定事務を行うこととなった。

【移譲される事務・権限】

・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型及び保育所型、地方裁量型）の認定等の事務・権限（認定こども園法第3 条第1 項 他）

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務・権限の移譲

類型	特徴	法的性格	設置主体	認可・認定の権限	施設数 (H30.4 現在)
幼保連携型	幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ	学校かつ児童福祉施設	国・自治体 学校法人 社会福祉法人	都道府県 政令指定都市 中核市	26
幼稚園型	認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ	学校 (幼稚園+保育所機能)	国・自治体 学校法人	【現行】 都道府県 政令指定都市 ↓ 【H31.4】 都道府県 政令指定都市 中核市 (権限移譲)	3
保育所型	認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもの受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	制限なし		1
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ	幼稚園機能+保育所機能			0

※政令指定都市へは第7 次地方分権一括法により移譲済（H30.4）

2. 期待される効果

- 認定こども園の類型にかかわらず、市に認定事務の窓口が一本化され、事業者にとっての利便性の向上が図られる。
- 認定こども園の定員設定について、県との協議を行わずに市の実情を踏まえながら、教育・保育の需要に応じた調整が可能となり、適正な定員配置につながる。

3. 事務・権限の移譲に向けた準備

(1) 条例の制定

平成 31 年 4 月 1 日より、大分県から幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定等の事務・権限の移譲を受けるにあたり、本市において認定こども園の認定の要件を定める条例を制定する必要がある。

(条例を定める根拠：認定こども園法第3 条第1 項及び第3 項)

(2) 条例制定の考え方

大分県からの権限移譲という点を踏まえ、次の考え方で条例を制定する。

- ①現在、大分県の基準によって、本市に所在する幼稚園型認定こども園等が認定を受けていることを考慮し、国基準を踏まえた「大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例」と同等の内容とすることを基本とする。
- ②本市がすでに制定している幼保連携型認定こども園に係る設置認可の基準条例との整合性を考慮する。

(3) 条例で定める主な基準

- ①職員の配置や職員の資格に関すること
- ②園舎、屋外遊技場、保育室の面積等の施設設備に関すること
- ③教育及び保育の時間や安全体制の確保等の管理・運営に関すること

【基準条例制定後の適用イメージ】

	H18.9	H31.4
大分市	県条例	市条例
県内市町村	県条例	

4. 条例制定に向けたスケジュール

- 平成 30 年 12 月 パブリックコメント実施（H30.12.28～H31.1.28）
- 平成 31 年 1 月 大分市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に報告
- 2 月 大分市子ども・子育て会議に報告
- 3 月 市議会に条例議案上程